

## 【資料集 1 - 1】

町長	副町長	教育長	教育次長	社教係長	児童クラブ名称	担当者

### 放課後児童クラブ事故報告書

年 月 日

報告者 印

別紙のとおり児童に災害が発生し、当所で下記のとおり措置しましたので報告します。

記

児童名	小学校	年生
1. 発生日時 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
2. 発生時の状況		
3. 処置、対応状況		
4. 再発防止策		

【資料集 1 - 2】

ヒヤリ・ハット報告書

〇〇放課後児童クラブ

教育長	教育次長	社教係長	担当者

報告日 年 月 日 ( )

報告者

場 所	
ヒヤリ内容	
問 題 点	
改善内容	
改善の実施日	年 月 日
	確認 (主任指導員) <span style="float: right;">㊟</span>



【資料集2】 令和 年度 児 童 票(裏面)

健康状態等	健康状態	良好 ・ 普通 ・ 虚弱	血液型	型RH	平熱	度 分
	持病はありますか (アレルギー・喘息等)		無・有 ( )			
	持病で昼食後に飲む薬はありますか		無・有 ( 種類)			
	食べ物のアレルギー等		無・有 ( )			
	そ の 他					
習い事の状況			曜日	時 分～	時 分	
			曜日	時 分～	時 分	
家庭からの注意事項						
自宅から放課後児童クラブまでの通所経路の略図						

## 【資料集 3】

### 放課後児童クラブ施設・設備の安全点検チェック表

【児童クラブ名】 ○○放課後児童クラブ  
 【点検実施日時】 元号 年 月 日 時 分  
 【点検実施者 職・氏名】 主任指導員 ○○ ○○  
 【確認者 職・氏名】 指導員 ○○ ○○  
 【安全点検チェック表】

No.	点検場所	点検項目	点検結果	備考
記入例			○・△・×	点検の結果発見された懸案事項などがあれば記載する。
1	児童クラブ 支援室	支援室・事務室が整理整頓されている。		
2		ロッカー・棚及び設置物が固定されている・角が危なくない。		
3		くぎが出ていたり、壁・床等破損しているところがない。		
4		画鋲でとめてある所は画鋲が抜けないように防止策をしている。		
5		電気配線等は養生する等、事故防止をしている。		
6	児童クラブ トイレ	床や便器は清掃され、清潔に保たれている。		
7		壁、床が破損したり滑ったりしない。		
8		危険なものや不要なものが置かれていない。		
9	児童クラブ 廊下・出入口	ドアがきちんと開閉する。		
10		障害物がない。		
11		鍵がきちんとかかる。		
12	外部 (駐車場・小学校施設等)	死角になるところがない。		
13		危険なものが落ちていない(煙草の吸殻・動物のふん他)。		
14		砂場は清潔に保たれている。		
15		外壁・固定遊具などの破損がない。		
16		木の剪定がされている。		

※小学校施設等に不具合が発見された場合、速やかに当該学校の校長に連絡すること。

保護者様

伊根町教育委員会

気象警報発表時の放課後児童クラブの対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

気象警報（波浪警報、高潮警報を除く）発表時における放課後児童クラブの対応について、下記のとおりとさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 小学校授業日に、警報が発表された場合
  - （1）午前7時時点で気象警報が発表され、小学校に登校せずに自宅待機している場合  
開所を保留します。
  - （2）警報が解除され、始業時間を遅らせて小学校に登校する場合  
通常通り（学校下校時から）開所します。
  - （3）臨時休校となった場合  
臨時休業します。
  - （4）登校から下校までの間に警報が発令された場合  
臨時休業します。
  - （5）放課後児童クラブ利用時間に警報が発令された場合  
児童を待機させますので、保護者はなるべく早い時間にお迎えをお願いします。  
児童全員降所後、臨時休業します。
  
2. 小学校休校日（土曜日、振替休業日、長期休み等）
  - （1）午前7時時点で気象警報が発表されている場合  
開所を保留します。
  - （2）午前10時までに警報が解除された場合  
午後1時から開所します。  
※昼食を済ませてから来所してください。欠席する場合は連絡をお願いします。
  - （3）午前10時時点で警報継続の場合  
臨時休業します。
  - （4）放課後児童クラブ利用時間に警報が発令された場合  
児童を待機させますので、保護者はなるべく早い時間にお迎えをお願いします。  
児童全員降所後、臨時休業します。

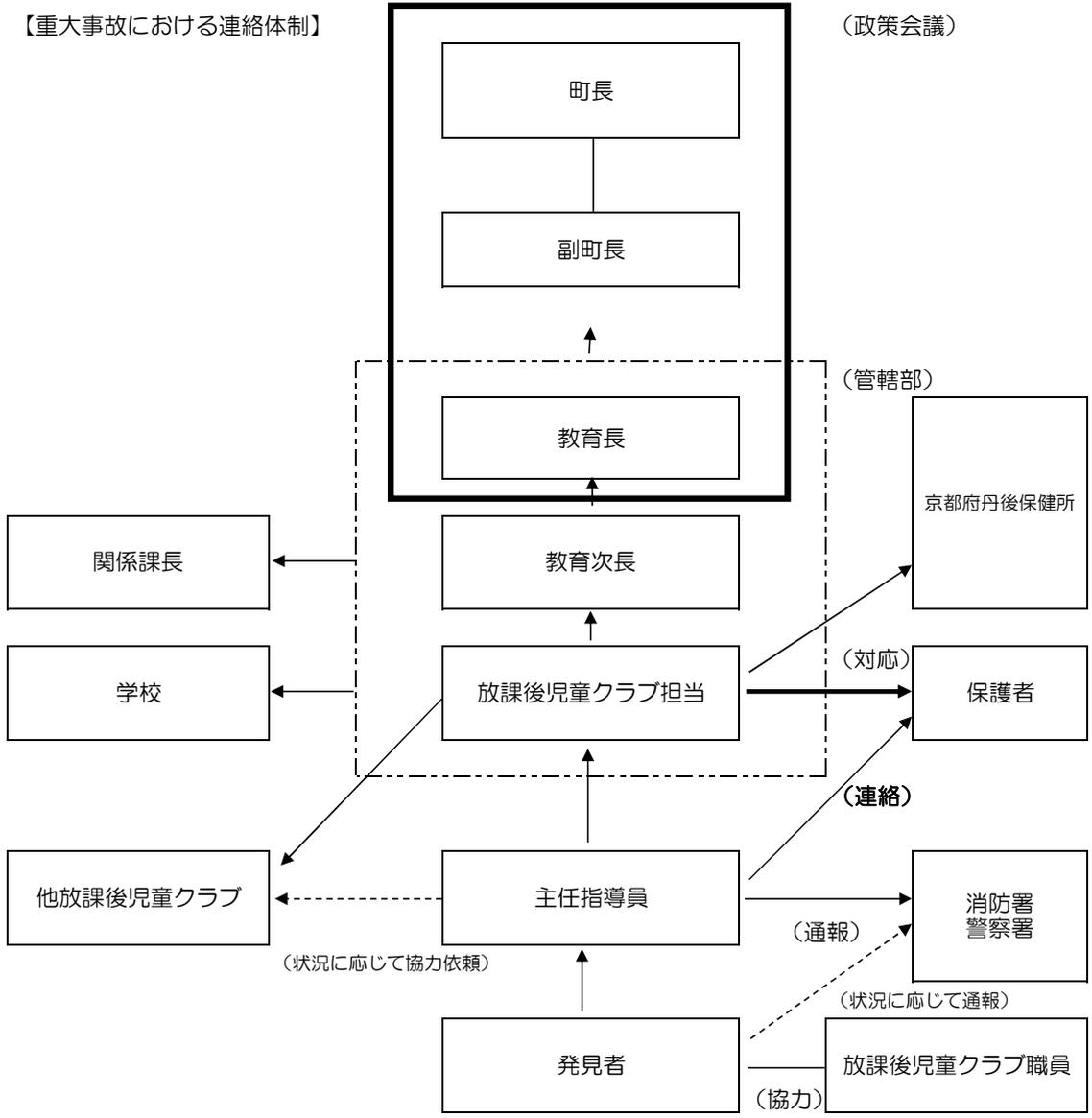
【資料集 5】

事故の程度の判断基準

医療機関の受診の有無		判断基準	(報告書の種類)
「A」受診	救急車を要請する	緊急性を要し、専門医療機関の診断・治療を必要とする場合 (意識がない・出血が止まらない・ぐったりしているなど)	事故報告書 (ただし、死亡事故 又は治療に要する期 間が30日以上の負 傷や疾病を伴う重篤 な事故等について は、別途通知される 報告様式を用い る。)
	医療機関に受診させる	① 目を傷めた場合	
		② 骨折・捻挫・脱臼の疑いがある場合	
		③ 火傷でひびくれ、皮膚がむけた場合	
		④ 頭部、顔面、歯、腹部などからだを強く打った場合	
		⑤ 切・裂傷、擦過傷、挫傷、刺傷などを負った場合	
		⑥ 傷の中に異物が入っている場合	
		⑦ 鼻、口、耳に異物が入った場合	
	⑧ 上記に該当しない場合でも医師などの診断を受けた方が良い場合 (ハチ・ムカデなどにさされた場合、原因がはっきりしないが 子どもが痛がったり、元気がなくなってきた場合)		
未受診	児童クラブ内で処置する	Aに該当しないケガの場合 (医務室などで安静にさせる場合も含む)	ヒヤリ・ハット報告書
		ケガには至らなかったが、事故に発展するおそれがある事例が発生した場合	

# 【資料集 図1】

【重大事故における連絡体制】



【教育委員会の体制】

